

システムデバイスロードマップ産学連携委員会運営内規

1. 趣 旨

本内規は、応用物理学会システムデバイスロードマップ産学連携委員会（略称 SDRJ 産学連携委員会、英語名 The System Device Roadmap Committee of Japan、英語略称 SDRJ。以下「委員会」という。）の運営について定めるものとする。

2. 目 的

委員会は、半導体デバイス・プロセスとその応用システムについてのロードマップを日本国内外で議論し、ロードマップの普及／発展を図り、関係する研究／開発の促進に寄与することを目的とする。

3. 事業／活動

委員会は、前項の目的を達成するために次の事業/活動を行う。

- (1) 講演会、討論会、ワークショップ、シンポジウム、チュートリアルなどの主催
- (2) 半導体デバイス・プロセスとその応用システムのロードマップの広報活動
- (3) 半導体デバイス・プロセスとその応用システムのロードマップについて、国内外での議論を行う活動

行う活動

- (4) 半導体デバイスとその応用システムのロードマップについて、国内外での関係団体との連携
- (5) その他、委員会の目的達成に必要な事業/活動

4. 委員の構成および任期

- (1) 委員会は、委員会が加入を認め、応用物理学会（以下「本会」という。）理事会がそれを承認した法人（委員会法人会員）と、委員会が加入を認めた個人（委員会委員）により構成する。委員会委員の参加基準については、運営委員会が別に定める。
- (2) 委員会は、委員長1名、副委員長1名または2名、幹事若干名を置き、それを以って役員とする。
- (3) 委員会は、本会非会員でも参加できるが、委員長は本会正会員に限る。
- (4) 委員会法人会員に所属するものは、委員会に委員会委員として参加できる。
- (5) 委員会法人委員または委員会委員は、委員会が別に定める退会手続きにより、任意にいつでも退会することができる。
- (6) 委員長は、委員会の代表発起人がその任にあたる。
- (7) 委員の任期は3年以内とし、委員会が継続される場合は再任を妨げない。
- (8) 委員会には、運営委員会を置く。

5. 運営委員会

- (1) 運営委員会は、委員会の役員と若干名の委員会委員をもって組織し、委員会の運営をつかさどる。
- (2) 委員長は、運営委員会会務を総括し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 運営委員会は、必要に応じ、委員会の運営のための細則を定めることができる。

6. 委員会法人会費

- (1) 委員会法人会員は、年額 200,000 円の委員会法人会費を原則年度末（12 月末）までに前納するものとする。年度の途中で入会した場合も、会費の全額を納入する。
- (2) 前納した会費は払い戻さない。

7. 活動資金

委員会法人会費および連携委員会の趣旨にあった活動により得られた収益を委員会の活動資金とする。

8. 会 計

会計は、本会会計に包括処理され、資産は、学会に帰属する。

9. 旅費及び講演謝金

旅費等経費の支払いは本会規程に準じて処理する。

10. 事務局業務および学会事務費

委員会活動に伴い発生する事務業務および委員会経費に計上する学会事務費は、「産学連携委員会の事務業務に関する内規」の定めによるものとする。

11. 事業計画および予算、ならびに事業報告および決算

委員会は、事業計画および予算、ならびに事業報告および決算を理事会に提出し、承認を得るものとする。

12. 設置期間・存続・解散

委員会の設置期間・存続・解散は、産学連携委員会共通規程第 3 条に基づき行う。

13. 内規の制定および改正

本内規の制定および改正は、本会総務担当理事の承認を得るものとする。

ただし、6（1）における委員会法人会費の額を改正する場合は、理事会承認を得るものとする。

附則 本規程は2022年 1月 1日より施行する。